

会計年度任用職員（障がい者更生相談所 心理判定員）募集要項

職名（職種）	パートタイム会計年度任用職員（心理判定員）
採用予定人数	1人
職務内容	心理判定に関する業務
応募資格	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方。又はこれに準じる方 地方公務員法第 16 条に規定される下記のいずれにも該当しない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
任用期間	令和 6 年 10 月 1 日（予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間（勤務日数が 15 日に達しない場合は、15 日に達するまで）は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市障がい者更生相談所 （札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目 1－1 札幌市身体障害者福祉センター 3 階）
勤務所属	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
勤務日・時間	・勤務日：1 週間当たり 4 日 ・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ・勤務時間：1 週間当たり 30 時間 9 時 00 分から 17 時 15 分まで（休憩 45 分） ※時間外勤務を命ずる場合あり ※原則、上記の勤務日・休日・勤務時間ですが、任用部の勤務形態等により、上記と異なる場合もあります。
給与	月額 189,829 円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和 6 年 3 月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則 4 日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇 ・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
応募方法 スケジュール	・応募受付期間：令和 6 年 8 月 16 日から採用者決定まで ・面接日程：随時 ・可否決定時期：面接後随時 ・応募方法：写真付き履歴書を下記まで持参または郵送してください。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。

	※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 ※履歴書は6か月間保管いたします。 【履歴書送付先（募集者）】 〒062-0934 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター3階 札幌市障がい者更生相談所 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。